

(山形県議会平成31年2月定例会厚生環境常任委員会資料から)

平成31年3月7日  
健康福祉部

「山形県受動喫煙防止条例」に係る厚生環境常任委員会における  
附帯決議への対応について

1 第二種施設のうち公共性の高い施設の定義及び基準について、具体的に示すこと

- ・ 第二種施設（※）のうち、公共性の高い施設とは、『施設の社会的役割、利用者の状況（子どもや健康に配慮が必要な人の利用など）等に照らし、不特定多数の県民が、通常の日常生活や社会生活を営む上で一般的に利用すると考えられる施設』とする。
  - ※ 「第二種施設」とは、改正健康増進法の規定により「多数の者が利用する施設のうち、第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）以外の施設」とされている。
- ・ 平成27年に制定した「やまがた受動喫煙防止宣言」（以下「宣言」という。）により、建物内禁煙に取り組む施設として浸透してきた「公共性の高い施設」について、山形県受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）においても、同様の考え方とし、引き続き推進していくもの。
- ・ 具体的な「公共性の高い施設」の範囲は、《別紙》のとおり。

2 加熱式たばこは、国において「当該たばこから発生する煙が他人の健康を損なうことが明らかでないたばこ」とされるものであるため、加熱式たばこ専用喫煙室については、国による知見が明らかになるまで、国に準じた運用とすること

- ・ 条例で規定している「指定たばこ専用喫煙室」（第11条）の運用方針については、下記のとおりとし、関係者に対して周知していく。

《運用方針》

「指定たばこ専用喫煙室」については、改正健康増進法を踏まえ、「加熱式たばこ」の国による知見が明らかになるまで、法律の範囲内において、事業者の実情に応じた対応とする。

**3 既存特定飲食店が受動喫煙防止の措置を取る場合、必要な経費に対する県の助成制度を設けること**

(1) 喫煙専用室等の設置等に対する補助 予算額 15,000 千円

〔対象事業〕 喫煙専用室、屋外喫煙所設置等

〔対象者〕 国事業（受動喫煙防止対策助成金）の対象とならない飲食店（☆）

☆従業員を雇用していない労災保険適用外の飲食店

〔補助率〕 2 / 3 〔補助上限額〕 1,000 千円

(2) 施設の禁煙化に合わせた改装への補助 予算額 1,500 千円

〔対象事業〕 壁紙、カーテン等の交換等

〔対象者〕 既存特定飲食店（★）

★客席面積 100 ㎡以下、個人又は中小企業経営で

2020 年 3 月 31 日までに営業を開始している飲食店

〔補助率〕 2 / 3 〔補助上限額〕 100 千円

《飲食店の経営形態別の事業対象者》

経営形態		助成内容	(1) 喫煙専用室等の設置等	(2) 施設の禁煙化に合わせた改装
			中小企業事業主 (※1)	従業員の雇用あり
客席面積 100 ㎡以下	県の助成対象 (※2)			
従業員の雇用なし (労災保険適用外)	客席面積 100 ㎡超	県の助成対象		
	客席面積 100 ㎡以下			県の助成対象 (※2)

※1 中小企業事業主とは、「常時雇用する労働者数が 50 人以下」、「資本金（出資金）の額が 5,000 万以下」のいずれか一方を満たす事業主。

※2 既存特定飲食店を対象とする。

以上

《別紙》

第二種施設における「公共性の高い施設」の範囲について

No.	対象施設の種類	対象施設 [ ] 内は施設を規定する法令
1	社会福祉施設 (老人・障がい者施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設）、有料老人ホーム [老人福祉法]</li> <li>障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業を行う施設等 [障害者総合支援法]</li> <li>保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設） [生活保護法]</li> <li>その他これらに類する施設</li> </ul> 《例》・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業を行う施設等、地域包括支援センター [介護保険法] <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者社会参加施設（身体障害者福祉センター、視覚障害者情報提供施設等） [身体障害者福祉法]</li> <li>小規模作業所</li> </ul>
2	美術館・博物館	・美術館、博物館、資料館等 [博物館法]
3	図書館	・図書館 [図書館法]
4	体育館等運動施設	・体育館、武道館、プール、野球場等
5	駅舎・バスターミナル	・駅舎、バスターミナル ※駅のプラットホームは屋外であるため対象としない。また、「空港」については、通学等で日常的に利用する施設でないことから、対象としない。
6	金融機関	・金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、ゆうちょ銀行等） [銀行法他]
7	郵便事業の営業所	・郵便局 [郵便事業株式会社法]
8	電気・水道事業等の営業所	・電気事業・水道事業・ガス事業・電気通信事業・熱供給事業の営業所 [電気事業法他]
9	劇場	・劇場（演劇、舞踏、音楽等を鑑賞する目的の客席を有する施設） [興行場法]
10	映画館	・映画館 [興行場法]
11	展示場	・展示場（見本市、博覧会、画廊、ギャラリー等の催事に利用する施設）
12	公会堂	・公会堂（市民会館等集会・会議・社交等を目的とする施設）
13	集会場（★）	・公民館、公民館類似施設（自治公民館等）、コミュニティーセンター [社会教育法、地方公共団体の条例] ※民間事業者の貸会議室を用とする施設は「公共性の高い施設」の範囲としない。
14	観覧場	・コンサート、イベント等を観覧する目的の施設（アリーナ等） [興行場法]
15	公衆浴場	・公衆浴場（銭湯、日帰り入浴施設等） [公衆浴場法]
16	母子・父子福祉施設	・母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム [母子及び父子並びに寡婦福祉法]
17	各種学校	・専修学校（一般課程の20歳未満の者が主に利用する学校以外のもの）、各種学校（20歳未満の者が主に利用する学校以外のもの）等（第一種施設以外のもの） [学校教育法]
18	国、地方公共団体の施設（★）	・国、地方公共団体の施設 （第一種施設（学校・児童福祉施設等、行政機関の庁舎）以外のもの）

調整中（★）：今後、国の通知により「行政機関の庁舎」の対象が詳細に示されるため、その内容を確認した上で、反映